元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

広島県における全国がん登録の実施体制について

令和８年11月27日（金）

広島県　健康福祉局　健康づくり推進課
がん予防グループ　主事　原野 公太

全国がん登録の目的

平成25年12月　「がん登録等の推進に関する法律」が成立
平成28年１月　　施行

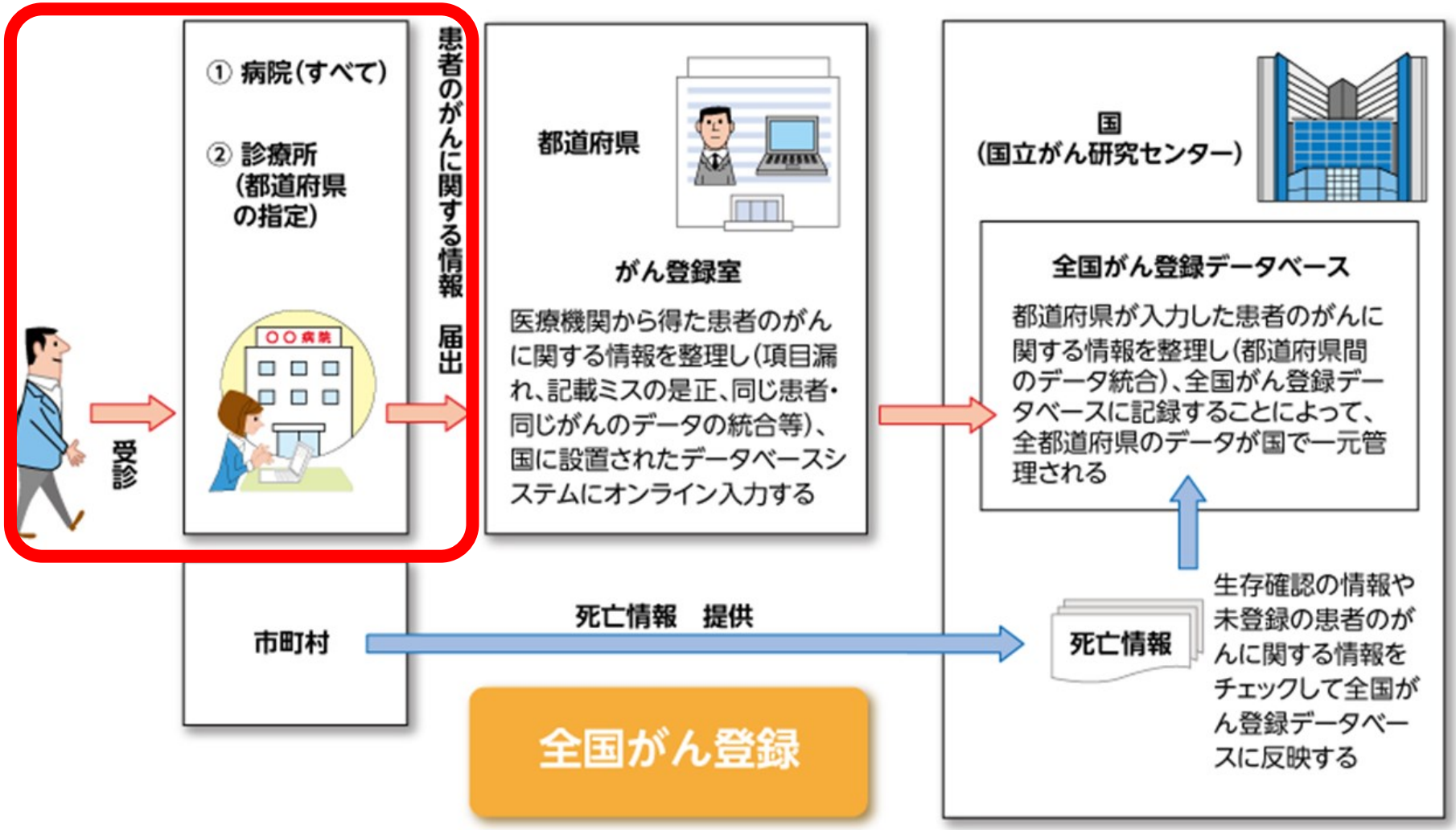
【目的】 法第１条

- がん医療やがん検診の質の向上
- がん予防の推進
- これらに関する国民への情報提供の充実

こうしたがん対策を、科学的知見に基づき実施し、一層の充実に資するために

がんの罹患、診療、転帰等の**状況の把握**
及び分析その他のがんに係る**調査研究を推進**する。

広島県における全国がん登録の実施体制



病院等による届出（誰が、何を）

元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

▼誰が届出をしなければならないのか？

法第６条第１項　病院には例外なく届出義務がある。

法第６条第２項　県知事により指定された診療所には届出義務がある。

▼何を届出しなければならないのか？

法第６条第１項　法に定める情報を届け出る必要がある。

【参考】法第６条第１項から抜粋
一　当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所
二　当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項
三　当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日
四　当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項
五　当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項
六　当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項
七　当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項
八　当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合にあっては、その死亡の日
九　その他厚生労働省令で定める事項

病院等による届出（いつまでに）

元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

▼いつまでに届出をしなければならないのか？

法第６条第１項　厚生労働省令で定める期間内に、届け出なければならない。

省令第10条　当該がんの診断日の翌年の12月31日までとする。

※省令「がん登録等の推進に関する法律施行規則」第10条

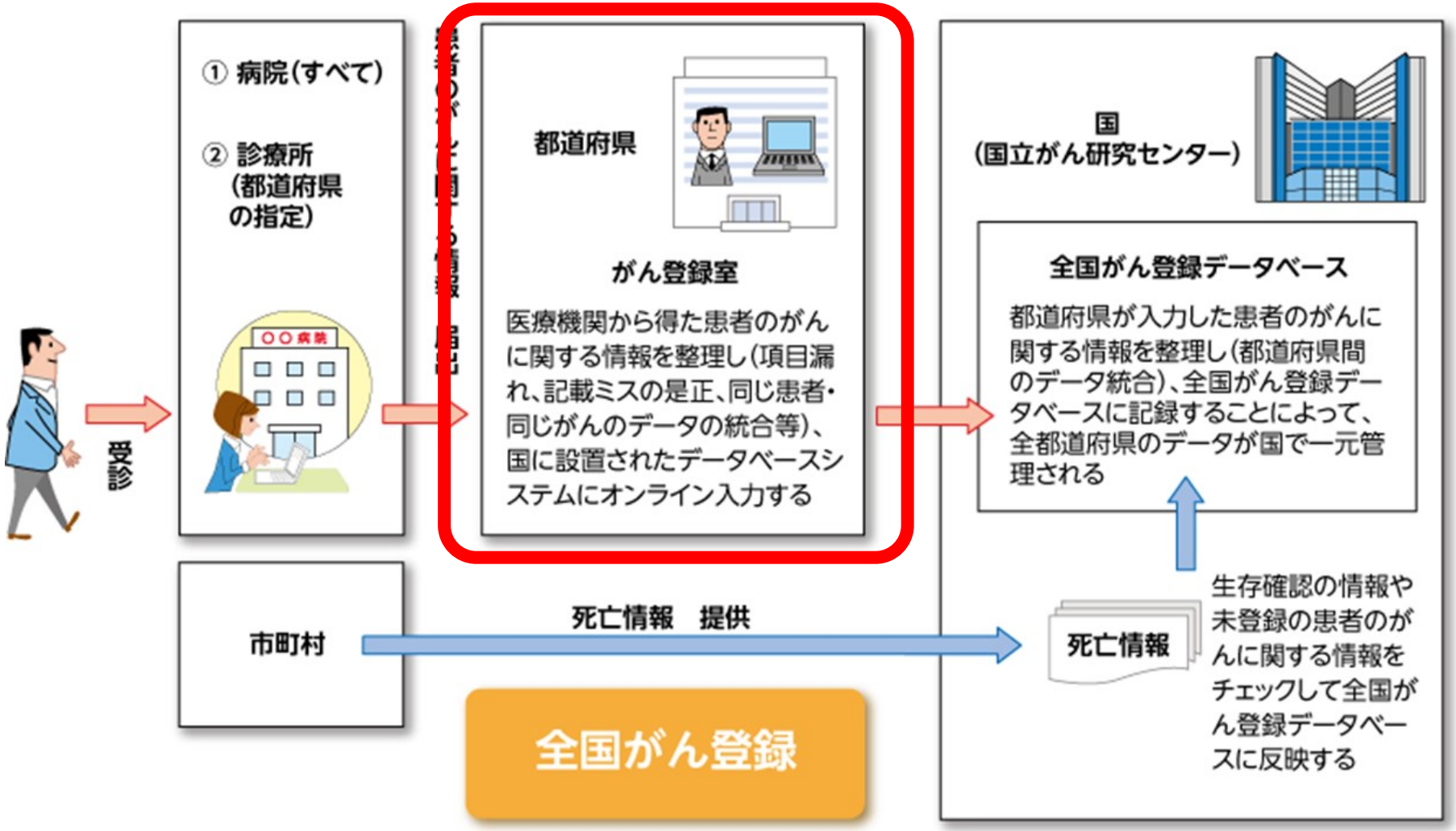
【例】

診断日	届出期限
2025年１月10日	2026年12月31日
2025年12月28日	
2026年11月27日	2027年12月31日
2027年１月５日	2028年12月31日

広島県は届出推奨時期を設けています。詳細は県HPでご確認ください。

【URL】全国がん登録 - 広島がんネット | 広島県
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/taisaku-gantouroku-zenkoku.html

広島県における全国がん登録の実施体制



広島県がん登録室の体制

元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

▼全国がん登録における広島県の主な役割

０１ 法第８条第１項

県内の病院等から届出がされた情報について審査及び整理を行い、全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報を国に提出

０２ 法第19条～第21条

がんに係る調査研究を行う者などからの申出等に基づくん登録情報の提供

しかし、実施に当たっては・・・

高度な医療知識　統計・解析能力　設備　人的資源

広島県がん登録室の体制

元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

広島県 → 委託 → 公益財団法人 放射線影響研究所

法第24条

当該都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に、これらの権限及び事務を行わせることができる。

省令第８条

がん医療等に科学的知見を有する者

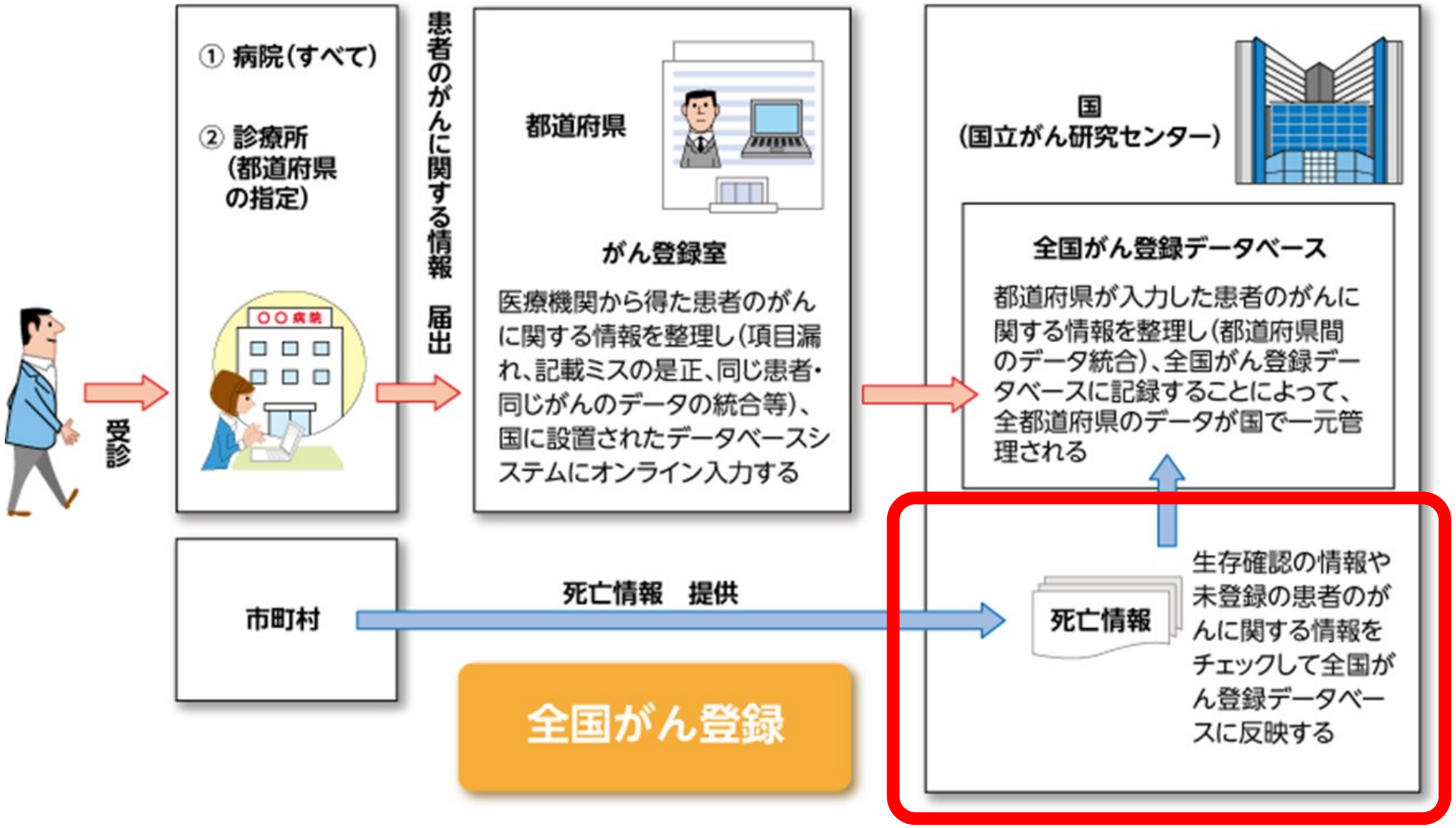
※知事の附属機関「がん対策推進委員会」に意見聴取の上、委託先を決定



※放影研HPより

本県では、地域がん登録における入力、集計、解析業務等を受託し、
誠実に担ってきた放射線影響研究所に委託

広島県における全国がん登録の実施体制



遡り調査

▼生存確認情報のデータベースへの記録

０１ 法第12条

国では、市町村から提出された死亡者情報票（氏名、生年月日、死亡日、死因、死亡診断書の作成に係る病院等の名称など）と、がん登録情報を照合し、生存確認情報を記録します。

０２

死亡者情報票によって初めて判明した、がん登録情報が記録されていないもの

０３ 法第14条

遡り調査を実施

０４ 法第16条

県は、当該医療機関に対して、登録の誤りや漏れなどが無いか確認の協力を求めます。

全国がん登録の制度

▼ＤＣＯ（Death Certificate Only）とは？

がん登録において、死亡情報のみで登録された患者のこと。
DCO%が低いほど計測された罹患数の信頼性が高いとみなされる。

国際的ながん登録の水準では、DCOは10%以下であることが求められている。

DCD（%）

広島県	全国
１．３１	２．０６

※2023年全国がん登録罹患数・率
－都道府県一覧―精度指標から抜粋

精度向上・維持のため「遡り調査」は非常に重要な調査です。
引き続きご協力よろしくお願いします。

がん登録情報の利活用

広島県のがん情報について報告書にまとめ、
県のがん情報サポートサイト「広島がんネット」で公開しています！

全国がん登録

広島県がん情報集計報告書

（令和３年集計）

全国がん登録 - 広島がんネット | 広島県

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/taisaku-gantouroku-zenkoku.html#houkoku

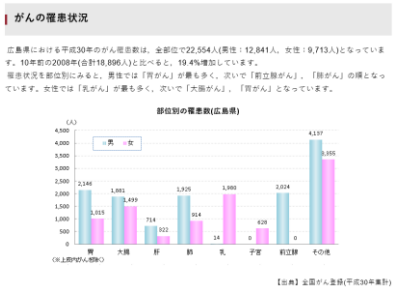
がん登録情報の利活用

元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

県民への情報提供

広島がんネットを通じて、全国がん登録による集計データを公開し、本県のがんに関する情報を県民に広く提供

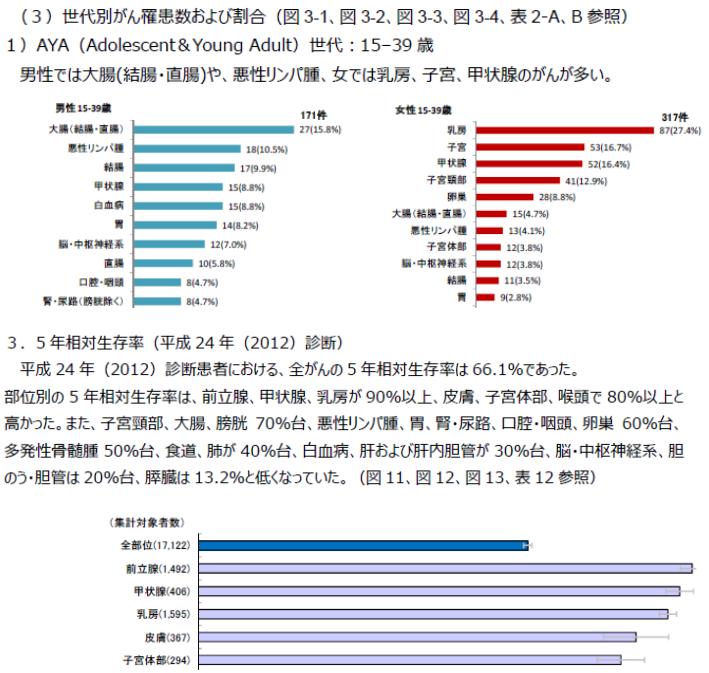
広島がんネット
広島県のがん情報サポートサイト



https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/ganwoshiru-genjou.html

施策への活用

報告書の集計データ等は、県のがん対策推進計画の進捗状況の把握や、がん患者向け事業の事業規模の試算などに活用



がん登録情報の提供

▼情報の提供先

調査研究者への提供

法第21条第８項、第９項

・広島県がん情報、匿名化が行われた広島県がん情報等を提供可能

・年３回の定期審査

病院等への提供

法第20条

・自施設から届出を行ったがん情報（生存確認情報及び附属情報に限る）を提供可能

・基本的に審査不要（随時の提供）

現在は、2023年診断情報までの提供が可能です。

調査研究者への提供

▼審査スケジュール

	申出期限 ※１か月前までに要相談	審査時期	提供時期の目安
第１回	５月３１日	６月ごろ	７月ごろ
第２回	９月３０日	１０月ごろ	１１月ごろ
第３回	１月３１日	２月ごろ	３月ごろ

申請には、１か月前までに事前相談が必要です！

詳細は県HPをご覧ください。

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/taisaku-gantouroku-zenkoku.html#teikyou

病院等への提供

元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

利用可能な情報

自施設から届出を行ったがん情報（生存確認情報及び附属情報に限る）

利用例

- 院内がん登録システム内の情報更新
- がんに係る調査研究
- 院内がん情報の公表
- 院内がん登録全国集計における国立がん 研究センターへの提供
- 多施設共同研究等による自施設以外の者（第三者）へ情報提供　※
- カルテへの転記　※

※生存確認情報そのものの提供・転記は認められないが、一定の加工を施すことで、提供・転記が可能。（R7.4月～）

第三者提供やカルテへの転記について

元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

▼これまでの運用

現状・課題

がん登録推進法の規定により情報の提供を受けた者は、がん登録推進法上、安全管理措置や保有期間制限等の義務規定があり、提供を受けた情報の厳格な管理が求められている。現行の運用においては、法第20条の規定により提供を受けた情報（生死の別／生存最終確認日・死亡日及び死因）を診療録に転記することや学会（第三者）が管理するデータベースに転用すること等が認められていない。

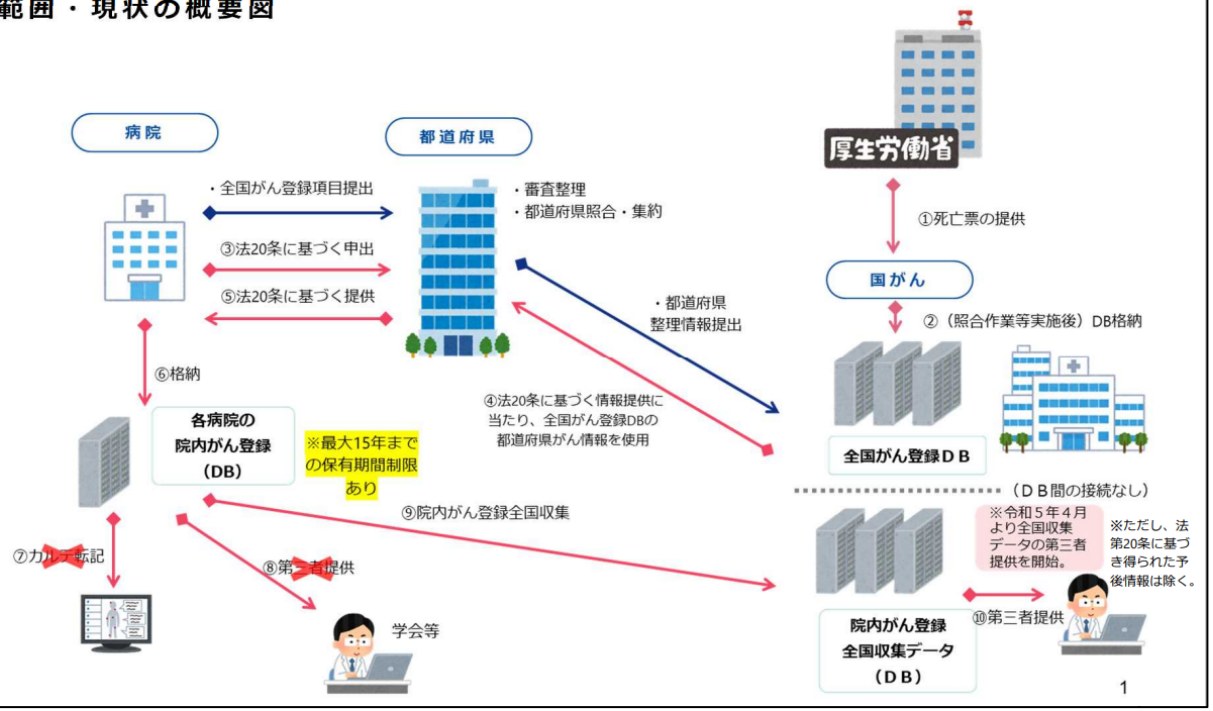
現行の法第20条提供情報の利用範囲・現状の概要図

管理規定

- 個人情報保護法
- がん登録推進法　第30条～第34条
- 院内がん登録の実施に係る指針

利用範囲

- ○ 院内がん登録DBへの格納可
- × 15年を超す期間の保有
- × 診療録への転記不可
- × 第三者提供（再提供）不可



第三者提供やカルテへの転記について

元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

▼今後の運用

令和７年４月に、「全国がん登録　情報の利用マニュアル（第１版）」が作成され、法第20条により提供を受けた情報の利用例の記載や、取扱いの見直しが実施された。

【病院等における利用例】（マニュアル 第7.4）	提供を受けた情報の取扱い（マニュアル 第16）
■院内がん登録システム内の情報更新	
■がんに係る調査研究	**生存確認情報を利用可能** （生死の別及び最終生存確認日又は生死の別、死亡日及び原因死）
■院内がん情報の公表	
■院内がん登録全国収集における国立がん研究センターへの提供	

第三者提供やカルテへの転記について

元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

【病院等における利用例】（マニュアル 第7.4）	提供を受けた情報の取扱い（マニュアル 第16）
多施設共同研究等による自施設以外の者（第三者）へ情報提供	**生存確認情報に一定の加工を施すことで可能** ■ 病院等は、診断日等と最終生存確認日（死亡日）の差から得られる期間（日数）に加工。 *【例】最終生存確認日（死亡日）－診断日➡152 日）* ■ 病院等は、病院等から提供を受ける者において当該期間から最終生存確認日（死亡日）を復元できないよう、診断日等を併せて提供しない。 ■ 提供を受ける者は、診断日等を保有している場合、当該期間から最終生存確認日を復元できないよう、当該診断日等の「日」の情報を削除。 *【例】2026年10月11日➡2026 年10月* ■ 病院等から提供を受ける者は、診断日等を新たに入手してはならない。 ■ 病院等は、原死因を「がんによる死亡」又は「がん以外の死亡」に置換。 *【例】胃がん➡「がんによる死亡」、心不全➡「がん以外の死亡」*
カルテへの転記	**生存確認情報そのものの転記は現段階では認められない** 一定の加工を施した情報の転記は可能

全国がん登録に関する問い合わせ先

元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

【届出内容に関すること】

広島県がん登録室（放射線影響研究所内）
☎０８２－２６１－５１６０

【オンラインシステムの申請・不具合に関すること】

国立がん研究センターがん情報サービス
☎０３－４２１６－３９４３（がん登録センター管理室）

https://entry.gtol.ncc.go.jp/questions/create（専用問い合わせフォーム）

※問い合わせの前に一度、広島県がん登録室に相談してください。

【その他】

広島県 健康福祉局 健康づくり推進課
☎０８２－５１３－３０６３

広島県

元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/